

八幡市観光基本計画策定素案にご意見を募集

「第5次八幡市総合計画」に掲げる「観幸」のまちづくりに向け、八幡市の観光施策に関する基本的な方針として「八幡市観光基本計画」の策定作業を行っています。

このたび、素案がまとまりましたので、市民の皆さんからのご意見を募集します。

なお、素案は市役所2階閲覧コーナー、商工観光課窓口、市ホームページでご覧いただけます。



市を代表する観光資源

- 募集期間 2月14日(木)～3月5日(火)
- 対象 市内在住、在勤、在学者、市内に事務所・事業所を有する人
- 提出先 商工観光課
- 提出方法 あなたの意見、住所(所在地)、氏名(法人名等)を記入し①～④のいずれかの方法でご提出ください。
 - ①郵送 〒614-8501(住所記載不要)商工観光課
 - ②FAX送信 982-7988(代表)
 - ③市ホームページからメール送信
 - ④商工観光課(市役所2階)へ持参
- その他 いただいたご意見などは、集約した上で、市の考え方とともに後日公表する予定です。個別に回答はできませんのでご了承ください。
- ◆問い合わせ 商工観光課

「男山地域まちづくり連携協定」年次報告会を開催

市、関西大学、UR都市機構は、平成25年10月に締結した「男山地域まちづくり連携協定」に基づき、まちづくりの取り組みについて、京都府とともに、「地域

年次報告会を開催

このたび、互いの取り組みを確認する年次報告会を開催し、市民の皆さんにも取り組みの状況を報告させていただきます。参加を希望される場合は、直接会場にお越しください。

場場合は、入場していただけない場合があります。
▽日時 2月5日(火)午後2時～※当日、午後1時30分から会場入り口で受け付けます。
▽場所 男山公民館大会議室
◆問い合わせ 市民協働推進課

どーも市長の堀口です



新春恒例の男女の駅伝大会で、市内の中学校出身選手の活躍を見ることができました。これまでの練習、努力の成果が表れたものと思いますが、若い選手の今後の活躍にも期待したいと思います。

日々の積み重ねは、何事にも大切です。私も少しでも時間を見つけて健康のためのウォーキングを続けています。市では第5次八幡市総合計画のキーワードの一つに「健康」

子ども・子育て会議 傍聴していただけます

平成30年度第2回子ども・子育て会議を開催します。
▷日時 2月21日(木)午後2時～
▷場所 文化センター3階第3会議室
▷定員 10人(先着順)
▷受付 午後1時40分～50分
◆問い合わせ 子育て支援課

防災講演会を開催します

豪雨や台風、地震等の自然災害に、どのように備えればよいのか。日頃からの防災・減災意識を高め、地域の防災力の向上を図ることを目的として、大阪北部地震など近年の大災害の事例をテーマに防災講演会を開催します。

午前10時～11時40分(午前9時30分開場)
▽場所 文化センター小ホール
▽内容 講演「近年の大災害の被害の現状と生活再建支援」熊本地震、大阪北部地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震を事例に「講師・石原凌河さん(龍谷大学政策学部講師)」
▽定員 250人

Jアラート テスト放送

全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達訓練に伴い、市内36カ所の屋外スピーカーから下記の日時・内容で放送が流れます。緊急をお知らせする放送ではありませんので、お間違いないようご注意ください。

▽日時 2月20日(水)午前11時
▽内容 (チャイム音)「これはJアラートのテストです」(3回繰り返し)
「こちらは八幡市です」(チャイム音)

平成30年 火災救急救助の統計まとまる

消防本部は、平成30年中に市内で発生した火災件数や救急・救助等の出動状況等をまとめた。総出動件数は4245件、1日平均約11.6件でした。

昨年の火災発生件数は、9件で、火災による負傷者等はありませんでした。火災の種類は建物7件、車両1件、その他1件となっています。
その他に火災以外の出動として焼却・危険物流出等が228件、救助出動が45件ありました。
救急出動件数は3963件、搬送した人数は3678人でした。主な内訳は、急病が2457人(約67

火災・救急統計		
平成30年1月～12月累計()内12月分	昨年同期累計	
火災出動	9件 (0件)	18件
火災以外の出動	273件 (21件)	220件
救急出動	3963件 (322件)	3733件
搬送人員	3678人 (296人)	3482人

すべての飲食店に消火器設置が義務化

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した火災を受けて、2019年10月1日から、延べ面積150㎡未満の飲食店にも消火器の設置が義務付けられます。

新たに消火器(粉末または強化液消火器)の設置が必要となる飲食店
次のすべてに該当する飲食店。
①建物の延べ面積が150㎡未満
※150㎡以上の飲食店は、従前から設置対象となっています。
②火を使用する設備または器具を設けている
設置義務が免除となる場合
次の防火上有効な処置を設けている場合は設置義務が免除されます。

福祉避難所 協定締結施設が9施設に

市は、平成30年11月29日、NPO法人「介護の家」コスモス男山と、災害時に特別な配慮を要する高齢者や障がいのある人などを受け入れる「福祉避難所」の設置と運営に関する協定を結びました。

「福祉避難所」は、災害発生時に指定避難所での避難生活が困難な状況にある災害時要援護者をバリアフリー等の環境が整った市内の施設の一部を開放し、一時的に受け入れるための二次的な避難所です。

市では、市内の支援学校や特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、民間宿泊施設と協定を締結しており、今回の協定締結により、9カ所となりました。

◆問い合わせ 消防本部(981-4119)